

李劍農 先秦兩漢經濟史稿
陳直 兩漢經濟史料論叢

一九五七
一九五八

(永田英正)

楊希枚氏の「先秦賜姓制度理論的商榷」等を読み

——西周春秋史研究の一面——

楊氏の賜姓に關する研究は、『姓』字古義析證(中央研究院歷史語言研究所集刊第二十三本、一九五二)、左傳『因生以賜姓』解與『無駭卒』故事的分析(中央研究院院刊第一輯、一九五四)、及び先秦賜姓制度理論的商榷(歷史語言研究所集刊第二十六本、一九五五)からなり、これらと關聯して先秦諸侯受降獻捷與遺俘制度考(同集刊第二十七本、一九五六)、聯名與姓氏制度的研究(同集刊第二十八本、一九五七)の論考が發表されている。これらのすべてについて紹介することは紙幅の都合上不可能であるので、ここでははじめの三つの論文に重點をおいて述べる。

左傳隱公八年の條に、

無駭卒。羽父請諡與族。公問族於衆仲。衆仲對曰。天子建德。因生以賜姓。昨之土。而命之氏。諸侯以字爲諡。因以爲族。官有世功。則有官族。邑亦如之。公命以字爲展氏。

とある。この衆仲の答えにある因生以賜姓の意味は、杜預以來、姓名を與える、即ち出自によつて姓を名のことを許す意味にとられている。同じような例は、左傳昭公八年の「及(陳)胡公不淫、故周賜之姓」にもある。このような場合、漢高祖が、項伯や婁敬に劉氏の姓を名のせたと同じように考えることが出来るのであろうか。

高祖の場合は、劉氏を名のらせることによつて、その寵遇を示し、漢室に對する忠誠をより確かなものにしうとしたわけである。然し先秦の古文獻にある賜姓は如何、例えば國語楚語下にある

(昭)王曰、所謂百姓千品萬官億醜兆民經入咳數者何也。(觀射父)對曰、民之微官百、王公之子弟之質、能言能聽微其官者、而物賜之姓、以監其官、是爲百姓。——以下略——

の物賜之姓を、韋昭は「以功事賜之姓」と解し、やはり姓名を與えることとしているが、この場合は、王公の子弟は、王公の姓とは別の姓を稱することになる。従つてこの賜姓を漢代の賜姓と同じように考えるのが、果して妥當なのであろうか。楊氏の賜姓に關する研究は、ここに出發點があつたと考えられる。従つて先ず第一に先秦の書物にあらわれる姓字の意義を考える必要がある。

楊氏によると、姓字の古義は、三つに分けられる。即ち1子或いは子嗣の意、2族或いは族屬、3民或いは屬民の三義である。1の場合にはまた子姓と熟して使用され、また禮記曲禮の「納女於天子曰備百姓」の如く、多くの子供の意味を百姓と稱する。また甲骨文の求生、金文善鼎に宗子と對舉される百生の如く、姓字は生とも書かれる。2は、例えば左傳定公四年の條に魯公・康叔に分與された殷民六族・殷民七族に對して、唐叔に與えられた懷姓九宗の如き場合で、また左傳昭公三十年の「我盍姑億吾鬼神、而寧吾族姓」の如く族姓と熟語される。3の民の意味では、國語周語「司商協民姓」の如く熟されたり、或いは百姓・群姓・萬姓と稱しても使用される。ただこのような分類は楊氏も言う如く絕對的ではなく、特に2の族の場合の内含する意味は、第一或いは第三の意味に近い場合が多い。左傳昭公三十年の族姓の如きは子或いは子姓の意味の姓に近い

と考えられ、詩麟之趾に公子・公姓・公族が同じような意味に使用されるわけである。また懷姓九宗も、實際には殷民の民と殆んど差のない使用法である。古代においては血縁的な集團が社會構成の基礎であり、以上の如く、姓字の意味が考定されたわけであるが、出發點にもどつてあてはめて見ると、第一の意味では勿論通じ難いし、また姓字には族名・姓名の意味は見當らない。従つて當然2或いは3の意味でなければならぬ。賜之姓とは「分賜族屬或人民」の意味であり、これこそまさに先秦における封建制度の第一の要素なのであり、王公の子弟をして百姓を分治せしめる所以である。従つて漢以後の異姓の功臣に對する賜姓とは全く異つた意義をもつわけである。古代においては血縁的な集團が社會構成の基礎であり、楊氏も氏族を中國傳統の宗法制の血縁集團と解する。人間の集團意識の根底には、同じ血縁としての結びつきが常にあり、何にもましてこれが大切なものであつた。このような場合、自己の血縁を示す呼稱を變更するということは考えられないことである。西周の封建制度が、宗法を一つの紐帶とし、異姓諸侯に對しても、擬制的な宗法關係をもつて臨んだのも、血縁意識が如何に重要なものであつたかを示している。異姓の人に、支配者が同じ姓をならせるということとは、實際には血縁集團が崩壊して、人間の生活の規範としての力を失つた所から出現した制度であると考えられる。この點からも、楊氏の説は妥當と云わなければならない。

次ぎに左傳隱公八年の賜姓につづく、胙土・命氏について楊氏の説を見よう。楊氏によると、賜姓・胙土・命氏は、先秦封建制度の三要素といわれる。第一の賜姓は前述の如く血縁集團を構成する族といわれる人民の賜與を意味する。胙土とは諸家とも大体土地を分

與する意味である。従つて民と土地とを與えられるわけである。最後の命氏の意味について考えると、可成り複雑になる。楊氏は氏の古義を三つに分け、1ある個人を示す言葉、2は族の意味で、殷民六族條氏・徐氏などの使用例がこれである。3は國と同じような大きな而かも人爲的な社會集團を示すものであるとする。この三つの意義のうち、命氏の氏は、第三の國に相當する意味で、命氏とは封國のことであり、左傳定公四年の「命之（＝蔡仲）以蔡」、或は偽書蔡仲之命の「蔡仲：邦之蔡」はいずれも同じ意味であり、それぞれ「命之以蔡氏」、「邦之蔡國」の省文であるとする。言わばこの命氏によつて國名が確定するとも言ひ得るのである。この三者が完了することによつてはじめて封建の事實が成立するわけである。この三者は春秋時代の衆仲が述べた言葉であるが、その根底には西周時代を通じて行われた制度が傳えられていたと考えられる。このような嚴格な封建の形式については、文獻に傳えるものがなく、またこの衆仲の言すら從來の考えでは、不明確であつた。不幸にして楊氏の見ることが出来なかつた新史料によれば、この三つの過程による封建の形式は明確にあとづけられ、而かもこの三つはともに王の冊命の言葉であつたのである。その史料とは一九五四年六月丹徒縣から出土した次の宜侯矢賁である。

佳四月辰在丁未、□□琰王

成王伐商圖、遂省東國圖。

王立于宜宗土南卿。王令

虔侯矢曰繇、侯于宜。錫盧

鬯一卣、商鬯一枚、彤弓一、彤矢百、

旅弓十、旅矢千。錫土、厥川

三百□、厥□百又廿、厥□邑卅

又五、□百又卅、錫在宜

王人□又七生(姓)。錫龔七伯、

厥卮□又五十夫。錫宜庶人

六百又六十夫。宜侯矢揚

王休、作虔公父丁降彝。⁽¹⁾

この銅器は西周成王代のものといわれるが、この銘文に附した(三)は、楊氏の言う命氏に當り、(二)の錫士以下は胙士、(一)の王人□又七姓以下が、賜姓に當る。この順は左傳の逆であるが、この三つが封建の重要な要素であり、これがあつてはじめて虔侯は宜侯と稱することが出来た。

然しながら冒頭にかかげた左傳の文について見るに、この姓・氏に關聯して重要な點が二つある。それは賜姓の條件となると考えられる「因生」と、最後にある「公命以字爲展氏」である。第一の因生については、杜註をはじめ、禹貢僞孔傳なども生を出生の意味に解し、因生以賜姓を、その人の出生した地の地名によつて姓名を賜わると解するのであるが、この姓が姓名の義でないことは、前述の通りである。従つて、この生を出生と解しては意味が通じ難くなるため、楊氏は、公羊傳・穀梁傳莊元年、白虎通卷一爵、五經異義(通典卷十二引)などによつて封建は生人に行わるべきもの、即ち、民や土地を賜わるのは、現在生きており王公の爲に忠誠を盡すことが可能である人間に對して行われる可きものと解したわけである。封建が王公の統治を助けるためのものである以上、これは當然といわなければならぬ。土地或いは民の賜與を記録する金文も、すべて生人に對して行われたものなのである。

次の「公命以字爲展氏」は、上文の「諸侯以字爲諡、因以爲族」とも關聯するわけであるが、この展氏の氏と命氏の氏とはどのような關係になるのであろうか。先きにあげた楊氏の説によると、命氏の氏は人爲的な社會集團で、普通族といわれる血縁集團よりは範圍が大きく、氏のなかに多數の族——楊氏によれば氏族とも呼ばれる——をふくむものである。然し展氏の氏は寧ろ楊氏の第二説に當るもので、左傳定公四年にあげられる子姓の殷民が幾多の氏にわかれるこの氏に當るものである。姓で示される血縁集團の細分したものを意味するわけである。西周以來諸侯の繼位を見ると、その理由は別として、必ずしも父子一系の相續ではない。弟によつて繼承された場合、兄の子孫はその父祖の字によつて——これは父祖の諡號でもあるが——自己の一族の族稱としたと考えられる。例えば魯の場合、姬姓の血縁集團であることには間違いないが、ある公の子孫は、公の字によつて、姬姓集團のなかで、更に小さい集團を作るわけである。即ち極く初期には、氏族という血縁集團であつたものが、次第に子孫がふえるに従つて、血縁集團内で更に自己の出自を明確にさせる必要がおこり、この結果、父祖の字でもつて小集團を代表させたわけである。無駭の場合、展を字とした人は、無駭の父か、或いは無駭その人であるか明らかではないが、ともかく無駭の子孫は展氏と稱したわけである。氏という一つの集團を結成したか否かは明らかでないが、春秋時代に、父祖の字によつて——楊氏によれば父祖の名も使用される——血縁關係を明らかにしたと考えられる例は多數あり、楊氏の聯名制の研究にあげられている。

かく解することによつて、左傳の記事は一應解釋されたわけであ

るが、然しここに一つの問題が残る。それは命氏の氏と、展氏の氏と、同じ氏を使用して表現される二つの集團の關係、換言すれば、氏が二つの集團を意味するようになったのは如何なる理由によるのであろうか。楊氏はこの點に關しては餘り明確ではない。左傳定公四年にある殷氏の各氏の意味は別として、西周の封建制度における命氏は、宜侯矢殷によれば地名に關係するもの、即ち矢が宜の地に民と土地とを賜與されたのによつて氏を宜と稱えた點を見ると、少くとも西周初期における氏の要素には、地名に關するものがあつたことがわかる。本來これは生人に對して行われるものであり、子が相續する場合には改めて冊命が行われ、それによつて氏の名―換言すれば國名といつてもよい―も改めて繼承されるわけである。これが時代とともに世襲として固定化した場合、一方ではその所有者の族も細分化するとともに、分化した集團が與えられた土地以外にも、自己の力によつて土地を擴大することも可能であつたと考えられる。このような場合、與えられた土地の名とは別個に自己の集團を代表する名稱を父祖の名字によつて明らかにすると考えられ、また大宗から次第に分離して出て來る小宗集團は、本來大宗と姓も同じであり、これと區別するために命氏の氏とは別の性格の氏を稱えたのではないかと考えられる。この場合にも恐らく土地所有の問題が同時にふくまれていた筈である。何れにしろその原因はともかくとして、楊氏が父祖の名字によつて氏を稱えるのは、春秋時代の文化要素の一つであるとするエバ・ハーダの説を引用しているのも史料的な差、即ち春秋以前の史料が缺乏しているという理由によつて、一概に否定するのは危険で、やはり西周からの變化がようやくこの頃になつて表面化して來たのだと考えられる。

以上可成り詳細に楊氏の諸研究をまとめて補足しつつ概観して來たが、特に楊氏の説をここにとりあげた理由は、從來しばしばいわれる西周の封建制度―社會經濟史にいわれる封建制と異なることは言うまでもない―なるものが、實際には餘り正確には考えられていなかったからである。賜姓の姓は本來血縁集團であり、封建に當つては一或いは數個の姓集團を與えられた。而かもこの集團は、胙土される土地に前から住むものであつたことは、宜侯矢殷によつて明らかである。宜侯矢殷は西周初期のものであり、楊氏の中心史料は春秋の初めに傳えられていた考え方で、この二者の間には殆んど差はないと考えられる。恐らく西周の封建制度を通じて原則として行われたと考へて間違いない。若しこの考え方が正しいとするならば、西周時代の史料を通じて賜與されるものが民か土地かの一方のみをあげた場合でも、他は當然のこととして省略されたと考え得る。例えば康王時代の大孟鼎を見ると、「邦司四伯、人鬲自畎至于庶人六百有五十有九夫」と「夷司王臣十有三伯、人鬲千有五十夫」が孟に與えられるに對し、土地の記載はない。然し宜侯矢殷と比較すれば當然、土地も與えられたと考へてよい。このような例は多數ある。また厲王時代の大克鼎には、埜・洹・康などの土地で田を賜わつたのに民の記載がない。これらは逆に耕作者である民の賜與を自明のこととして省略したものと考えられる。このように考えられるならば、この封建が戰爭の結果であるとしても、これによつて土地と共に與えられる民即ち勞働力を俘虜に來源すると考へるのは混亂をまねきやすい。⁽²⁾寧ろ土地と結びついた族を支配するのが、西周封建制度の本來の目的であつたのである。またこれらの民・族を社會階級として見た場合、如何に考へる可きであらうか。詩毛傳をはじめ、最近

では郭沫若氏などが貴族階級に在る百姓も、楊氏によると、寧ろ民・庶民と同じものであるとする。若し楊氏の説が正しいとするならば、臣辰甫・史頤殷などに里君と並び擧げられる百姓は、可成り高い地位にあると考えられ、従つて庶民も、所謂奴隸或いはそれに近いものには當らなくなる。この點でも今後の社會經濟史の研究に一つの觀點を與えるものと考えられる——楊氏は先秦を一括して意味を考えるのは弱點だが、この左傳に姓として表現される民が、如何なる階級であるかは別として、西周から春秋にかけての支配關係の點では、楊氏の説は童書業氏等の考え方に非常に近い。⁽⁴⁾兩者ともに土地に結びつく宗法制の血縁集團を考へる基礎におくからである。さて以上、楊氏の説を中心として、土地と民との關係を見て來たけれども、土地と民とは、何時頃から分離しはじめるのであろうか。例えば、先きにあげた大克鼎には、更に「錫汝井家劓田于斷、以厥臣妾」とあり、この井家の田に對して、臣妾以外に「錫汝井返、斷・人觀」、「錫汝井人奔于觀」とある。⁽⁵⁾その井人の彙に奔りしものは、人をどのように考へるかによつてその性格は相違してくるけれども、少くとも、ある集團から離脱したものであることを示し、更に離脱しても何らかの方法によつて生存することが可能であつたことを示している。

また左傳にある

王取鄭・劉・蔣・邠之田于鄭、而與鄭人蘇忿生之田溫・原・緡・樊・隰・圃・欒茅・向・盟・州・陘・隰・懷。(隱公十一年)

夏盟・向求成于鄭、既而背之、秋鄭人・齊人・衛人伐盟・向、王遷盟・向之民于鄭(桓公七年)

の一連の記事は、その理由は政治的な人爲によるものではあるが、

土地と民との分離が可能であつたことを示している。このような事例は春秋末から戰國の中頃にかけての史記の記載にもしばしばあらわれる。⁽⁶⁾これらは、人爲的なものと言へば、それまでであるが、この背景には土地と民——特に血縁集團としての——との分離が次第に行っていたことを示している史料として、今少し活用される可きものでないかと考えられる。西周末年から次第に社會は變動しつつあつたのである。

註

(1) 郭沫若「矢設銘考釋」(考古學報、一九五六年一期)

(2) 侯外廬「中國古代社會史論」(一九五五年)など。楊氏が遺俘制度考であげる左傳襄二十五年の鄭の子展・子產が陳を討つた時の記事は、俘獲を土地耕作の勞働力としたことに對する傍證とも考えられるが、侯氏が證據としてあげる小孟鼎は必ずしも正確ではない。左傳の場合は、場所が陳の國において行われたので、寧ろ民と土地との結びつきを基礎とする。小孟鼎の場合は寧ろ楊氏が獻捷の儀式とするものに當るもので、諸侯の受降・獻捷・遺俘は、土地に封ぜられるための功績の證據とはなり得ても、これが直ちに分與される民と同一ではないことを注意する必要がある。

(3) 郭沫若「中國古代社會研究」(一九五一年)など。

(4) 童書業「從生產關係適合生產力的規律說到西周春秋的宗法封建制度」(中國古史分期問題論叢)(一九五七年)

(5) 先にあげた賜田が、すべて「錫汝田于塋」の形式で書かれるのに對し、この場合にも井家に屬する田であるために、特に人間關係をも明確にするためにこの記録がのこされたものと考えられる。

(6) 魏侯十三年(魏世家)、秦惠王前十三年(秦本紀)、同後八年(樛里子傳)、同後十一年(六國表)、秦昭王二十一年(秦本紀)。

(伊藤道治)